報告事項No. 1 参考資料

○川崎市教育委員会傍聴人規則

平成13年川崎市教育委員会規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市教育委員会会議規則(昭和59年川崎市教育委員会規則第6号)第13条 の規定に基づき、川崎市教育委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

- 第2条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴券の交付を受けなければならない。
- 2 傍聴人の定員は、会議の都度、教育長が定める。
- 3 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただ し、教育長が必要と認めるときは、抽選により決定することができる。
- 4 前各号の規定にかかわらず、報道機関に所属するものであって教育長が認める者は、会議を傍聴することができる。

(入場の禁止)

- 第3条 次に掲げる者は、傍聴席に入場することができない。
- (1) 危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、教育長が傍聴を不適当と認める者

(写真撮影等の制限)

第4条 傍聴人は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、教育長が認めた場合はこの限りではない。

(傍聴人の遵守事項)

- 第5条 傍聴席における傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
- (1)会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2)会議場においてみだりに発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5)他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

- 第6条 教育長は、傍聴人が前2条の規定に違反した場合は、これを制止し、傍聴人がその命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。
- 2 教育長は、会議を非公開とするときは、傍聴人を退場させるものとする。

- 3 前2項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場しなければならない。 (委任)
- 第7条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は教育長が定める。